

# 令和7年第4回足寄町議会定例会議事録（第1号）

令和7年12月2日（火曜日）

## ◎出席議員（13名）

1番	早瀬川	恵	君	2番	井	脇	昌	美	君			
3番	榊	原	深	雪	君	4番	矢	野	利	恵	子	君
5番	田	利	正	文	君	6番	高	橋	健	一	君	
7番	木	村	明	雄	君	8番	細	川		勉	君	
9番	川	上	修	一	君	10番	進	藤	晴	子	君	
11番	多	治	見	亮	一	君	12番	二	川		靖	君
13番	高	橋	秀	樹	君							

## ◎欠席議員（0名）

## ◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	渡	辺	俊	一	君	
足寄町教育委員会教育長	東	海	林	弘	哉	君
足寄町農業委員会会長	松	田	博	幸	君	
足寄町代表監査委員	川	村	浩	昭	君	

## ◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	丸	山	晃	徳	君	
総務課長	佐	々	木	康	仁	君
まちづくり推進課長	赤	間	恵	一	君	
こども・健康課長	石	川	建	祐	君	
高齢者支援課長	林		俊	英	君	
住民・出納課長	金	澤	眞	澄	君	
農林課長	加	藤	勝	廣	君	
建設課長	森	岡	彰	寿	君	
国民健康保険病院事務長	原	田	慎	一	君	
消防課長	大	竹	口	孝	幸	君

## ◎教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長	丸	山	一	人	君
------	---	---	---	---	---

## ◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長	(加	藤	勝	廣)	君
-----------	----	---	---	----	---

## ◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	角	野	慎	一	君
事務局次長	飯	野	眞	有	君
総務担当主査	遠	藤	浩	一	君

## ◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名< P 3 >
- 日程第 2 会期の決定< P 3 ~ P 4 >
- 日程第 3 諸般の報告(議長)< P 4 >
- 日程第 4 行政報告(町長・教育長)< P 4 ~ P 6 >
- 日程第 5 報告第 1 6 号 専決処分の報告について(車両事故に対する損害賠償の額を定めることについて)< P 6 ~ P 7 >
- 日程第 6 報告第 1 7 号 専決処分の報告について(特別養護老人ホーム・デイサービスセンター新築(外構)工事請負契約の変更について)< P 7 ~ P 8 >
- 日程第 7 報告第 1 8 号 専決処分の報告について(車両破損事故に対する損害賠償の額を定めることについて)< P 8 >
- 日程第 8 報告第 1 9 号 専決処分の報告について〔令和 7 年度足寄町一般会計補正予算(第 7 号)〕< P 8 ~ P 9 >
- 日程第 9 報告第 2 0 号 予定価格 1, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について< P 9 >
- 日程第 1 0 報告第 2 1 号 足寄町水道事業の業務に関する予定価格 1, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について< P 9 >
- 日程第 1 1 議案第 1 2 0 号 足寄町公の施設条例の一部を改正する条例< P 9 ~ P 1 0 >
- 日程第 1 2 議案第 1 2 1 号 足寄町農業研修センター設置及び管理条例を廃止する条例< P 1 0 ~ P 1 1 >
- 日程第 1 3 議案第 1 2 2 号 足寄町火入れに関する条例の一部を改正する条例< P 1 1 ~ P 1 2 >
- 日程第 1 4 請 願 第 3 号 食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める請願書< P 1 2 >

午前10時00分 開会

### ◎ 開会宣告

○議長（高橋秀樹君） 全員の出席であります。

ただいまから、令和7年第4回足寄町議会定例会を開会します。

### ◎ 開議宣告

○議長（高橋秀樹君） これから、本日の会議を開きます。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時00分 休憩

午前10時16分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

本日の議事日程は、御手元に配付のとおりです。

### ◎ 会議録署名議員の指名

○議長（高橋秀樹君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、6番高橋健一君、7番木村明雄君を指名いたします。

### ◎ 議運結果報告

○議長（高橋秀樹君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長（進藤晴子君） 昨日開催されました、第4回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日12月2日から12月17日までの16日間とし、このうち、3日から13日までの11日間は休会となります。

次に、審議予定について報告いたします。

本日12月2日は、最初に議長の諸般の報告を行います。

次に、町長からの行政報告を受けます。

次に、教育長からの行政報告を受けます。

次に、議案等の審議方法について申し上げます。

最初に、報告第16号から報告第21号までの報告を受けたのち、議案第120号から議案第122号までを即決で審議いたします。

次に、請願第3号については、総務産業常任委員会へ付託し、会期中の委員会審査といたします。

14日の日曜日に、一般質問などを行います。

15日以降の審議予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し、皆様に御報告いたしますので、ご了承願います。

なお、議案第123号から議案第129号までの補正予算案は、後日提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

今定例会中に町長から追加議案が提出される予定ではありますが、提出されました際に再度議会運営委員会で協議し、皆様に御報告いたしますので、ご了承願います。

以上で、議会運営委員会の協議結果の報告を終わらせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

### ◎ 会期決定の件

○議長（高橋秀樹君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から12月17日までの16日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月17日までの16日間に決定いたしました。

なお、16日間のうち、3日から13日までの11日間は休会としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 異議なしと認めます。

よって、11日間は休会に決定いたしました。

なお、今定例会における一般質問通告書の提出期限は12月4日木曜日の午後4時まででありますので、よろしく願いいたします。

### ◎ 諸般の報告

○議長(高橋秀樹君) 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告は、印刷して御手元に配付のとおりであります。

これで、諸般の報告を終わります。

### ◎ 行政報告

○議長(高橋秀樹君) 日程第4 行政報告を行います。

町長から、行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 渡辺俊一君。

○町長(渡辺俊一君) 議長のお許しをいただきましたので、4件の行政報告を申し上げます。

まず、公用車による交通事故2件について、御報告いたします。

1件目は、令和7年9月11日木曜日午後4時頃、足寄町教育委員会に勤務する会計年度任用職員運転のスクールバスが、螺湾小学校から下校する児童全員を下車させた後、道道664号モアショロ原野螺湾足寄停車場線を上螺湾から螺湾本町方面へ走行中、上螺湾66番地14付近において、スクールバス右前方の作業道から相手方車両が飛び出してきたため、ブレーキを掛けましたが、かわし切れず、スクールバスの運転席側前方と相手方車両の助手席側側面が接触する事故が発生しました。

なお、本事故において、双方の運転手に

けがはありませんでした。

2件目は、令和7年9月24日水曜日午前11時頃、建設課車両室に勤務する会計年度任用職員運転の給食配送車が、芽登保育所の給食を積むため、道道663号植坂足寄停車場線を、足寄郵便局横から子どもセンター方面へ走行中、北2条4丁目49番地先において、町道北1条通を東方向へ走行していた相手方車両が飛び出してきたため、給食配送車の助手席側側面中央と相手方車両前方が衝突する事故が発生しました。

なお、本事故において双方の運転手にけがはありませんでした。

いずれの事故も、現在、相手方と示談に向けた協議を進めており、必要な費用の確定後、示談内容などについて、今後の議会に報告させていただきます。

今回の2件の事故につきましては、けが人がいなかったことが不幸中の幸いではありますが、交通法規の遵守及び安全運転の慣行に努め、事故防止に向け取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、令和7年度介護保険料の徴収に誤りがありましたので、御報告いたします。

65歳以上の被保険者から徴収する介護保険料について、年額18万円以上の公的年金を受給されている方は、原則、年金額から介護保険料を徴収しておりますが、このたび、令和7年8月の年金額から徴収した介護保険料に誤りがあったことが判明しました。

今回の誤りの原因は、本年度介護保険システムを新システムに移行したことに伴い、年金徴収データ作成の処理方法も変更となりましたが、処理手順の確認不足により、誤った年金徴収データを基に介護保険料を徴収したことによるものです。

その結果、徴収不足が959件で合計184万7,100円、過徴収が695件で

合計297万8,500円の誤徴収が生じました。

なお、10月以降の年金徴収額については、正しいデータに基づき処理しております。

今回の徴収誤りに対する対応ですが、すべての対象者に11月12日付けでお詫び文を送付し、徴収不足の方には、同封の納付書又は口座振替により納付をお願いし、過徴収となった方については、銀行口座が判明次第、すみやかに還付手続きを進めているところです。

このたびの徴収誤りにより、町民及び議員の皆様にも多大な御迷惑をお掛けしたことに対し、深くお詫び申し上げます。

大変申し訳ございませんでした。

今後は、複数職員による処理内容の確認及びチェックリストによる手順の確認徹底を図り、再発防止に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

次に、施設の老朽化等により移転新築工事を行っていました特別養護老人ホームあゆみの園について、新たな施設での運営が始まりましたので、ご報告いたします。

まず、これまでの経過ですが、建設から50年経過した特別養護老人ホームを新築するため、町内介護事業者のほか、関係機関の御意見等を踏まえ、令和4年12月に「新築基本計画」を策定しました。その後実施設計を行い、令和6年度に工事に着手しました。

工事は順調に進み、駐車場等の外構を除く建物は、令和7年9月22日に完成しました。なお、9月25日には関係者による落成記念式典を、9月28日には利用者のご家族や一般町民を対象とした内覧会を開催しています。

10月に入り、備品等の納入や機械設備の調整、チップボイラーの試験運転を行い、11月1日に旧施設から新施設へ利用者の移送を行い、新施設での運営を開始しまし

た。なお、特別養護老人ホームと併せて整備したデイサービスセンターにつきましても、指定管理者である足寄町社会福祉協議会により、11月4日から運営を始めています。

次に新施設の概要について説明します。総事業費は設計や熱源棟、外構工事を含め、総額27億327万円となっております。

延床面積は2,938.72平方メートルであり、旧施設の約1.5倍の広さとなっております。

定員は従来型29床、ユニット型20床の合計49床で旧施設より7床減少しましたが、短期入所は旧施設と同様の6床となっております。

新施設の建設場所は、土砂災害警戒区域に指定されていた西町9丁目から北4条1丁目に移転したことで、地震や大雨、台風など、自然災害によるリスクが軽減されました。

また、冷暖房完備のプライバシーに配慮された居室となっており、旧施設より快適な環境であります。また、熱源として、町内の豊富な森林資源を燃料とする木質チップボイラーを導入し、地球温暖化対策とエネルギーの地産地消を図っています。

介護職員の負担軽減を図る取組としては、入所者の離床や睡眠状態を遠隔で確認できるセンサーや介護記録を電子化するなど、ICT機器の導入により、働きやすい職場づくりを進めてまいります。

新施設の運営にあたり、多くの皆様にご理解とご協力をいただきましたことに対し、改めて感謝申し上げますとともに、引き続き利用者の意思と人格を尊重した安心安全なサービスの提供に努め、利用者やご家族に寄り添った支援を継続してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

次に、国民健康保険病院の診療科は、現在、内科、循環器内科、外科、消化器外科、肛門外科、婦人科、精神科、整形外科、眼

科の9科を標榜しておりますが、このうち整形外科の診療体制に一部変更がありましたので、御報告申し上げます。

整形外科の診療は、これまで毎週月曜日、水曜日、金曜日の午後を伊賀医師が、毎月2回火曜日の午後を開西病院の細川医師が行ってまいりましたが、本年10月からは、伊賀医師による診療を毎週月曜日と金曜日の午後とさせていただき、11月以降は、細川医師と伊賀医師の診療に加え、新たに毎月2回火曜日の午後、開西病院から医師の派遣を受け診療を行うこととなりました。

本町では、整形外科の診療を必要とする患者さんが多く、帯広までの通院は、高齢者や仕事をされている方にとって負担となり、疾病を悪化させる要因にもなっておりますことから、引き続き現行の診療体制を継続できるよう努めるとともに、地域医療の確保と医療水準の向上を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

以上、4件の行政報告とさせていただきます。

**○議長（高橋秀樹君）** 次に、教育委員会から教育委員会行政報告の申出がありましたので、これを許します。

教育長 東海林弘哉君。

**○教育長（東海林弘哉君）** 議長のお許しをいただきましたので、足寄町立学校小規模特認校制度の実施について、御報告いたします。

小規模特認校制度は、新たな魅力ある学校づくりの取組の一つとして、恵まれた自然環境の中で少人数教育の特性を活かした特色ある教育活動を推進するものです。

本制度を導入することにより、規定の通学区域の枠を超えて通学することが可能となり、学校の小規模化に対応した教育環境の充実を図ることを目的としています。

本制度は令和8年度から、足寄町立大誉地小学校を指定して実施する予定です。選

定理由としましては、同校はへき地校3校の中で現在最も在籍児童数が少なく、将来的にも大幅な増加が見込まれないことから、少人数を強みにした特色ある教育活動を展開することができると考えています。

また、文部科学省の調査では、年々いじめの認知件数や不登校児童生徒数が増加しており、個々のニーズに応じた受け皿を整備するなど、誰一人取り残されない学びの保障を実現していくことが求められています。学校の「見える化」で安心して学ぶことができる環境を提供し、多様な児童の「個別最適な学び」を進め、その成果を「協働的な学び」に生かして個に還元していくなど、子供の学びを広げ深めていく教育活動に本制度は最適です。

本制度を導入することにより、通学区域にかかわらず、一定の条件の下で入学を認め、児童の多様な学びの場の確保と地域の学校の存続を図ってまいります。

今後は、保護者や地域住民への説明を進めるとともに、教育委員会規則の整備や関係機関との調整を行い、制度開始に向けて準備を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

**○議長（高橋秀樹君）** これで、行政報告を終わります。

#### ◎ 報告第16号

**○議長（高橋秀樹君）** 日程第5 報告第16号専決処分の報告について（車両事故に対する損害賠償の額を定めることについて）の件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

教育次長 丸山一人君。

**○教育次長（丸山一人君）** ただいま議題となりました、報告第16号専決処分の報告について、御説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり車両事故に対する損害賠

償の額を定めることについて、令和7年9月22日付けで専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

専決処分書を御覧いただきたいと思いません。

1、損害賠償の総額は16万1,524円でございます。

2、事故発生の場所、日時等につきましては、別紙として2ページに添付しております、損害賠償に関する承諾書（免責証書）のとおりでございます。

本件につきましては、本年9月2日に招集されました、第3回定例会で行政報告をしております車両事故でございます。

3ページをお願いいたします。

事故の概要につきましては、令和7年8月8日金曜日午後1時37分頃、足寄町旭町1丁目30番地先において、教育委員会に勤務する職員運転の乗用車が、業務のため旧東小学校へ行き、敷地内から町道に出るため後退したところ、路上に停車していた乗用車に気づかず接触し、損傷を与えたものでございます。

なお、この事故により双方の運転手にけがはありませんでした。

事故の原因につきましては、職員が後方確認を十分に行わずに車両を後退させたことによるものでございます。

過失割合につきましては、足寄町の過失が100%でございます。

3ページに事故発生現場の見取図を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

今後も職員に対しまして、このような事故が起きないように、車両運転時には細心の注意を払い、安全運転を心がけるよう指導してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（高橋秀樹君） これにて、報告を終わります。

## ◎ 報告第17号

○議長（高橋秀樹君） 日程第6 報告第17号専決処分の報告について（特別養護老人ホーム・デイサービスセンター新築（外構）工事請負契約の変更について）の件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 佐々木康仁君。

○総務課長（佐々木康仁君） ただいま議題となりました、報告第17号専決処分の報告について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書4ページをお願いいたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年11月7日付けで下記のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、これを御報告するものでございます。

内容について申し上げます。

令和7年6月17日に議会の議決を経ました、特別養護老人ホーム・デイサービスセンター新築（外構）工事につきまして、工事内容の一部に変更が生じ、契約金額を変更するため、専決処分手項の指定について第6項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。

専決処分書を御覧ください。

契約変更の目的は、特別養護老人ホーム・デイサービスセンター新築（外構）工事でございます。

契約変更の原因は、契約条項第18条、第19条、第22条及び第25条の規定に基づくものでございます。

変更事項は、契約の金額でございます。

変更前の工事請負金額9,187万2,000円から240万9,000円を減額し、契約金額を8,946万3,000円に変更するものでございます。

なお、本件につきましては、第3回定例会におきまして1回目の変更をさせていただき、今回が2回目の変更となります。

なお、減額分は契約金額の10分の1以

内の額であり、かつ、500万円を超える額ではないため、指定事項に基づき専決処分を行っております。

契約の相手方について、変更はございません。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、報告を終わります。

#### ◎ 報告第18号

○議長（高橋秀樹君） 日程第7 報告第18号専決処分の報告について（車両破損事故に対する損害賠償の額を定めることについて）の件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

建設課長 森岡彰寿君。

○建設課長（森岡彰寿君） 議案書5ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、報告第18号専決処分の報告について、御説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり車両破損事故に対する損害賠償の額を定めることについて、令和7年11月14日付けで専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりこれを御報告するものでございます。

1、損害賠償の総額は1万2,477円でございます。

2、事故の発生の場所、日時等につきましては、5ページ右側の示談書に記載のとおりでございます。

また、示談の成立に伴いまして、今後双方とも異議申立等をしないことを誓約しております。

次に6ページを御覧ください。

事故の概要につきましては、令和7年9月27日午後0時頃、足寄町大誉地58番19地先の路上において、相手方の運転する車両が通過する際に、道路横断溝に開口箇所があったため助手席側前輪が落ち、タイヤ及びホイールに損傷を与えたものでござ

います。

なお、この事故で運転手にけがはございませんでした。

事故の原因につきましては、町道に設置されていた横断溝のグレーチング蓋が車両の往来により外れていたことに伴い、開口が生じていたためでございます。

過失割合につきましては、足寄町の過失が30%、相手方の過失が70%でございます。

6ページ右側に事故発生現場の状況図を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

今後につきましては、このような事故が起きないように町道の適切な維持管理に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（高橋秀樹君） これにて、報告を終わります。

#### ◎ 報告第19号

○議長（高橋秀樹君） 日程第8 報告第19号専決処分の報告について〔令和7年度足寄町一般会計補正予算（第7号）〕の件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 佐々木康仁君。

○総務課長（佐々木康仁君） 議案書7ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、報告第19号専決処分の報告につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年度足寄町一般会計補正予算（第7号）について、下記のとおり令和7年11月14日付けで専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりこれを御報告するものでございます。

補正予算の内容について、御説明を申し上げます。

8ページをお願いいたします。

令和7年度足寄町一般会計補正予算（第

7号)。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億2,757万1,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、報告第18号で御報告いたしました、車両事故に伴います賠償金1万3,000円の歳出計上と、その財源といたしまして自動車共済金を同額計上するものでございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、報告を終わります。

#### ◎ 報告第20号

○議長（高橋秀樹君） 日程第9 報告第20号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 佐々木康仁君。

○総務課長（佐々木康仁君） 議案書12ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、報告第20号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について、御説明を申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおり御報告するものでございます。

令和7年8月15日から令和7年11月14日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第1号の規定により御報告する工事又は製造の請負は、13ページに添付しております別紙の8件でございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、総務課長からの報告を終わります。

ただいまの報告に対して、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

#### ◎ 報告第21号

○議長（高橋秀樹君） 日程第10 報告第21号足寄町水道事業の業務に関する予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

建設課長 森岡彰寿君。

○建設課長（森岡彰寿君） 議案書14ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、報告第21号足寄町水道事業の業務に関する予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について、御説明申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおり御報告するものでございます。

15ページの別紙を御覧ください。

令和7年8月15日から令和7年11月14日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第2号の規定により、御報告する工事又は製造の請負は、下愛冠3丁目老朽管敷設替ほか工事1件でございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、建設課長からの報告を終わります。

ただいまの報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

#### ◎ 議案第120号

○議長（高橋秀樹君） 日程第11 議案

第120号足寄町公の施設条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 森岡彰寿君。

○建設課長（森岡彰寿君） 議案書16ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、議案第120号足寄町公の施設条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、(仮称)足寄町旭町コミュニティセンターが令和8年1月に完成する予定であり、施設完成後、速やかに供用を開始するに伴い、施設の名称及び位置について所要の改正を行うものでございます。

改正内容について申し上げます。

足寄町公の施設条例の一部を改正する条例。

別表第1中「足寄町旭町母と子の家」を「足寄町旭町コミュニティセンター」に、「足寄町旭町3丁目3番地」を「足寄町旭町3丁目3番地1」に改めるものでございます。

附則ですが、この条例は令和8年2月28日までの間において規則で定める日から施行するものでございます。

16ページ右側に新旧対照表がございしますので、御参照ください。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第120号足寄町公の施設条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第120号足寄町公の施設条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第121号

○議長（高橋秀樹君） 日程第12 議案第121号足寄町農業研修センター設置及び管理条例を廃止する条例の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

農林課長 加藤勝廣君。

○農林課長（加藤勝廣君） 議案書17ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第121号足寄町農業研修センター設置及び管理条例を廃止する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

足寄町農業研修センターにつきましては、昭和48年、十勝支庁北部耕地出張所足寄詰所として建設され、平成8年3月に足寄詰所の廃止に伴い、北海道から足寄町が売買にて取得し、平成9年7月に女性専用の農業実習生等を受け入れる施設として供用を開始しました。

平成16年からは足寄町農業協同組合に管理委託し、平成18年度から23年度までは、地方自治法による指定管理者制度の導入により、足寄町農業協同組合を指定管

理者として管理運営を行ってきましたが、施設の老朽化が著しく、維持管理費が増加し、また平成21年に芽登地区に新規就農研修センターが建設され機能移転が進み、平成29年以降は使用されておらず、今後も使用の見込みがないことから、本条例を廃止し行政財産から普通財産へと所管替えを行うものでございます。

なお、附則におきまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第121号足寄町農業研修センター設置及び管理条例を廃止する条例の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第121号足寄町農業研修センター設置及び管理条例を廃止する条例の件は、原案のとおり可決されました。

## ◎ 議案第122号

○議長（高橋秀樹君） 日程第13 議案第122号足寄町火入れに関する条例の一

部を改正する条例の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

農林課長 加藤勝廣君。

○農林課長（加藤勝廣君） 議案書18ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第122号足寄町火入れに関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和7年10月20日付け林野庁林政部長・森林整備部長通知「令和7年大船渡市林野火災の教訓を踏まえた今後の林野火災対策の推進について」において、林野火災注意報、または林野火災警報が発令されたときの対応を条例に明記するよう通知があったことから、改正するものでございます。

改正の内容について、申し上げます。

足寄町火入れに関する条例第14条第1項中「、乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは」に改め、同条第2項中「とき又は強風注意報、乾燥注意報」を「場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報」に、「ときには」を「場合には」に改めるものでございます。

なお、附則におきまして、この条例は令和8年1月1日から施行することとしております。

19ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めま

す。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第122号足寄町火入れに関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第122号足寄町火入れに関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 請願第3号

○議長(高橋秀樹君) 日程第14 請願第3号食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める請願書の件を議題とします。

ただいま議題になっております、請願第3号食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める請願書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 異議なしと認めます。

したがって、請願第3号食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める請願書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

なお、本件は会期中の休会中に審査の上、報告願います。

### ◎ 散会宣告

○議長(高橋秀樹君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、12月14日午前10時より開会いたします。

大変御苦勞さまでございます。

午前11時 8分 散会